

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 6 月 5 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第2号 令和5年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 同意第6号 農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第21号 農業委員会委員の任命について

- 第25 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- 第26 同意第23号 農業委員会委員の任命について
- 第27 同意第24号 農業委員会委員の任命について
- 第28 議案第51号 松葉川地区基幹集落センター新築工事請負契約の締結について
- 第29 議案第52号 東又小学校校舎棟大規模改修工事請負契約の締結について
- 第30 議案第53号 窪川学校給食センター厨房機器入替え工事に係る厨房機器の売買契約
の締結について
- 第31 議案第54号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について
- 第32 議案第55号 スポーツトラクターの売買契約の締結について
- 第33 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて
- 第34 議案第57号 町道路線の変更について
- 第35 議案第58号 令和6年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第59号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第37 請願第6－1号 請願書の取り下げについて
- 第38 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	水間 淳一 君	2番	橋本 章央 君
3番	中野 正延 君	4番	林 健三 君
5番	堀本 伸一 君	6番	山本 大輔 君
7番	武田 秀義 君	8番	村井 眞菜 君
9番	緒方 正綱 君	10番	中屋 康 君
11番	田邊 哲夫 君	12番	伴ノ内 珠喜 君
13番	佐竹 将典 君	14番	古谷 幹夫 君
15番	下元 真之 君	16番	味元 和義 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会 計 管 理 者	細 川 理 香 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君
危機管理課長	味 元 伸二郎 君	企 画 課 長	川 上 武 史 君
農林水産課長	佐 竹 雅 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	小 嶋 二 夫 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	健康福祉課長	国 澤 豪 人 君
高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環境水道課長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教 育 次 長	浜 田 章 克 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	学校教育課長	長 森 伸 一 君
農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君	農業委員会会長	太 田 祥 一 君
代表監査委員	田 邊 幹 男 君	総務課財政班長	片 岡 丈 明 君
大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君	特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

事 務 局 長	岡 英 祐 君	次 長	正 岡 静 江 君
書 記	小 野 川 哲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前 9 時30分 休憩

午前 9 時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5 番堀本伸一君及び13番佐竹将典君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 6 月 3 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程についての協議の結果をご報告いたします。

第 2 回定例会会期は本日 6 月 5 日から 6 月13日までの 9 日間とすることに決定いたしました。なお、一般質問は 7 日目、6 月11日に 4 名、12日に 4 名の計 8 名となっております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 6 月 5 日から 6 月13日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 6 年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和6年第2回定例会の会期は本日から6月13日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣の結果報告及び議長が出席しました議長会等の件については、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出がっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） おはようございます。総務常任委員会の活動報告を行います。

5月1日に委員会を開き、継続的な聞き取り調査として、町職員の時間外労働の現況と仁井田のりん家の現状と課題について、総務課並びに企画課から報告を受け、意見交換を行いました。また、大正・十和地域振興局の業務環境について、それぞれの局長から聞き取りを行いました。時間外労働に関しては主に選挙やイベント、業務内容などによるということ、選挙事務においては広い面積の四万十町での投票所開設に伴うこと、イベントや業務に関しては今後、さらに業務対応の見直しや効率化を図ることが必須で、対策が求められていることなどを聴取し、意見交換をしました。

また、大正・十和振興局の業務環境については、両振興局とも限られた人数で、職員はそれぞれ職務を兼務しながら遂行しているため、職員が外出するなどした場合、窓口サービスで手薄になり、ご迷惑をおかけしている現状がある。本所、支所ともに業務の効率化、人員の配置など、今後、職員の減少を見据えた体制づくりが必要と考えるところであります。

次に、仁井田のりん家の活動状況においては、台所部会、交流部会、サポート部会、観

光開発部会、農業支援部会と、それぞれの部会を構成し、活動している現状の中で課題としては、経営、運営経費の捻出が大きなものとなっているのが現状であります。今後は集落支援員や協力隊など、制度をさらに活用、これを工夫して、活性化に向けた取組が必要であり、今後も所管課と連絡を密にして注視していくことといたします。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 教育民生常任委員会の3月定例会以降の活動について報告をいたします。

3月7日、請願の精査及び付託議案の審査を行いました。

続いて、4月12日、先進地視察研修や小学校訪問の計画について協議を行いました。また、所管事務調査として、図書館十和分館の今後の動向について教育委員会より説明を受け、聞き取りを行いました。

続いて、5月8日、小学校訪問の計画や議員全員で行った地域聞き取り調査の教育民生常任委員会の所管に係る部分について、取りまとめを行いました。

続いて、5月27日、窪川小学校と東又小学校を訪問し、授業の様子を見学し、学校運営について学校長より説明を受け、質疑応答を行いました。また、今回の議案にも出ております東又小学校の校舎大規模改修工事は5,000万円以上の計画であるため、学校教育課から委員全員説明を受け、2年かけて工事を行うとのことでした。

今後、8月までに全ての小学校を訪問する予定です。

以上が3月定例会以降の活動内容になります。今後も所管分野について調査研究を続けたいと思いますので、私たち、全身全霊をもってやるつもりですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、教育民生常任委員会の報告です。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から3月定例会以降の産業建設常任委員会の活動報告をさせていただきます。

3月の定例会では1件の陳情案件を審査しております。この案件については、不採択という結論を出しております。

4月の常任委員会は25日に行いましたけれども、ふるさと納税について、大正集成材工場の現状と今後について、三つ目としては、数神木質バイオマス加工場の現状と今後について、四つ目としまして、町有林の現況についてを調査しまして、午後からは轟山にある町有林の現地を確認するとともに、轟崎、葛籠川上流のレンゲ米栽培農家の現地を見せていただいて検証を行いました。

一つ目のふるさと納税については、にぎわい創出課から説明を受けて、意見交換を行いましたけれども、令和5年度の実績見込みが9億8,000万円余りであることと、この金額は県下で4番目になる見込みであるということ等を確認しております。

そして、大正の集成材工場の現状と今後については所管からの説明を受け、経過説明等も受けましたが、本年の4月で閉鎖と。もう既になっておると思いますけれども、これに関しては補助金の返還が生じてくるということで、展示場分で1,676万4,000円、ボイラー建屋で300万円ほどの金額が見込まれると確認をしております。また、今後の施設利用に伴う動きとしては、木質バイオマス発電事業が計画されており、令和8年6月に運転を開始予定との報告を受けております。これは森林組合と民間同士の契約で進む事業であるので、進めていく過程で行政が直接関われないことについて、環境等の懸念される材料があるので、行政としての指導的立場から関わりを求めたいという意見を委員から出しております。

三つ目の数神木質バイオマス加工場の現状と今後についてですけれども、当初から非常に難産的な事業であったわけですがけれども、現在、頓挫した状態になっておるということで、遺憾の念を抱かざるを得ないわけですがけれども。財政的な面では、過疎債を原資としている事情もあるということで、その制約条件下で現状維持を余儀なくされていることを確認しました。

町有林の現況については、担当課の職員の方から本町の林業の現況、概要、森林の構成、町有林の直近の森林施業について説明を受けた後、意見交換を行ったわけですがけれども。委員から出された意見は、今、全般的に伐採期を迎えておる状態ということもありまして、長期的な計画伐採が必要であることと、年間の成長量に見合う伐採計画が求められるのではないかという意見を出しております。

午後からは瀬里、轟山の施業地の現地視察を行っておりまして、ここは初めて令和6年

度に皆伐再造林計画をしている現地、0.73haという報告を受けております。

その後、葛籠川上流域のレンゲ米栽培農家の現地ほ場、ちょうどレンゲが真っ盛りの状態でしたので、その風景というのは今後の違った風景づくりの一端を担うに再評価していく必要があるかなと私自身の所感として感じたところです。

5月の委員会では大正・十和地域での聞き取り調査の精査を行うと同時に、先進地視察研修の検討を行ったというのがこれまで、3月以降の常任委員会の活動報告です。

以上です。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長下元真之君。

○広報広聴常任委員長（下元真之君） それでは、私から広報広聴常任委員会のこの1年間の活動状況について報告をいたします。

まず、住民の皆さんの意見を聞き取る活動、広聴活動について報告をいたします。

現在、四万十町議会では、地域を訪問しての意見交換の場を設けるため、聞き取り調査を充実させるよう、力を入れて取り組んでいます。また、昨年度は9月定例会において、文化的施設の契約議案についての大きな問題がありましたので、12月定例会の直前である12月4日に議会報告会、意見交換会を開催いたしました。また、当日は会場に来られない方にも配慮して、ケーブルテレビでの生中継放送をいたしました。

聞き取り調査については、昨年、令和5年度の実績では、5月に窪川の街分地域、10月に大正の街分地域。また、今年に入りましては、3月定例会直後に十和地域の昭和、十川の中心地域周辺を訪問いたしました。今後は窪川・大正・十和、各地域の各集落に細かく入っていくよう、委員会内で検討を進めてまいります。

地域訪問、聞き取り調査の狙いは、議会課題や行政課題について地域で生活する方々の生の声を聞かせていただくことです。その声を議会全体で共有し、各委員会の活動や議員個人の活動、また、行政側との議論に生かしていくようにしています。訪問する地域にはあらかじめ区長配付文書にて、訪問の日程等をお知らせしてから聞き取り調査に入らせていただき、議会の課題や行政の課題など、議会側からも住民の皆様にお聞かせ願いたいことを一つ、二つ用意しながら取り組んでまいります。

聞き取り調査の内容は取りまとめをした後、各常任委員会の所管項目ごとに振り分けをします。その後、地域の意見、要望として、各委員会や執行部へ通知しながら、課題解決

に向けての議論を進めていくことになります。なお、聞き取り調査の報告は議会広報紙の議会だよりの書面にて適宜掲載し、周知をさせていただく予定であります。

次に、議会広報について報告いたします。議会の広報紙、議会だよりは3月、6月、9月、12月の定例会後に毎回発行しています。内容は各定例会の議案に対する質疑、予算に対する質疑、一般質問での質疑応答の要約などを軸にしながら、行政課題に対する追いかけ記事の「ありやどうなっちゅうぜよ」、また、住民の皆さんとのやり取り記事の「キャッチボール」などにも取り組みながら編集をしております。

また、より情報公開の視点から動画配信の利用についても検討を進めておりますが、費用と事務局職員の負担が増えないように注意をしながら、新たな視点を取り入れ、より活発な広報活動に取り組んでいけるよう、委員会としての議論と実践、実行を進めてまいります。

以上、広報広聴委員会の報告であります。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、令和6年第2回町議会定例会が開催されますこと、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。開会に当たりまして、先の3月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告します。

令和5年度の一般会計決算見込額は歳入歳出総額189億3,563万円、歳出総額184億3,740万円で、歳入歳出差引き額は4億9,823万円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源1億4,140万円を差し引いた実質収支額は3億5,683万円となっております。

現在、決算調整及び分析等を行っておりますが、歳出の前年度比較では、補助費等におきまして令和4年度に実施した生活支援・マイナンバーカード取得促進事業の減などから、歳出全体で4億5,431万円、2.4%の減少となっております。

歳入では、県支出金で増となった一方、繰入金や寄附金がそれぞれ減となるなど、歳入

全体で7億3,103万円、3.7%の減少となっております。

また、ふるさと支援寄附金は、前年度より1億9,129万円減少の9億8,357万円となり、それに伴い、返礼品等の事業であるふるさと支援推進事業費は8,694万円の減少となっております。

町の預金に当たります積立基金はふるさと支援基金で10億2,924万円、その他で3億2,950万円、合わせて13億5,874万円を取り崩す一方、今後の各種事業等に必要な財源といたしまして、ふるさと支援基金で9億8,457万円、その他で3億9,735万円、合わせて13億8,192万円余りを積み立てた結果、前年度の決算剰余金処分による積立てと合わせて2億9,918万円余り増加しております。

また、町の借金に当たる町債残高は前年度末から3,400万円余り減少しております。

続きまして、人口減少対策についてご報告します。人口減少対策については、高知県知事も年度当初の講話におきまして「最大の政策課題」であると述べられたとおり、本町にとっても避けて通れない最重要課題であると認識しております。

国の人口動態統計によると、2022年における本県の出生数は3,721人となっており、これは本県の過去最少記録を更新するとともに、全国47都道府県で最も少ない数値となっております。また、翌2023年の速報値では、さらに200人ほど少ない3,529人になる見込みです。こうした状況は本町も同様でありまして、昨年の出生数は53人と、近年減少の一途をたどっており、合併以降最少となりました。

このような状況の中で、本年4月に民間有識者で構成する人口戦略会議は、日本の自治体の約4割に当たる744の自治体において、20歳から39歳までの女性人口が2050年までに50%以上減少し、最終的には消滅する可能性がある公表されました。本県では本町を含む25の市町村が該当するという大変厳しい予想となっております。

こうした中、県では若年人口の減少をできるだけ早く食い止め、持続可能な人口構造への転換を図るため、「高知県元気な未来創造戦略」を策定するとともに、中山間地域の再興なくして県勢の浮上なしとの考えの下、「高知県中山間地域再興ビジョン」を策定しました。また、これらの計画を具体的に推進するため、人口減少対策に取り組む市町村への総合的な支援といたしまして、本年度より高知県人口減少対策総合交付金を創設したところです。

本町としてもこうした県の動きと歩調を合わせ、重要課題である人口減少対策のさらなる推進に取り組む必要があると考えております。とりわけ、若年世代の維持、獲得は最重

要課題であると捉えており、県の産業振興推進本部等の協力も得ながら、本年度中に具体的な事業計画を策定することとしております。

幸いにも、昨年度は県外からの移住者数が高知市に次いで2番目に多かったことや、宝島社が発行した「2024年版住みたい田舎ベストランキング」におきまして、人口1万人以上の町の若者世代・単身者部門で4位、総合部門で2位を獲得するなど、高い実績と評価を得たところです。こうした強みも生かしながら、引き続き、移住定住と出生数の向上の両面から人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、能登半島地震における職員派遣について報告いたします。本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震への本町職員の派遣状況については、高知県からの要請を受けまして、3月12日から4月11日までに計3回、4名の職員を30日間にわたり、石川県輪島市に派遣をしております。現地では主に住宅被害調査や、り災証明発行業務など被災地での支援業務を行っております。

派遣された職員からは、支援業務の状況や倒壊家屋など被災状況の報告を受けたところです。今後も引き続き、要請があれば職員を現地へ派遣するなど、全力で応援するとともに、一日も早い復興を願っております。

また、役場の窓口で受付を行っている能登半島地震への義援金については、多くの団体、住民の皆様から温かいご支援をいただき、5月末現在で総額389万4,978円となっており、しまんと町社会福祉協議会を通じまして、被災地へお送りしているところです。皆様方の温かいご支援、ご協力に感謝を申し上げますとともに、役場におきましては6月末まで、また、社会福祉協議会におきましては12月27日まで受付を行ってまいりますので、復興に向けた温かいご支援をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、豊後水道地震の対応についてご報告します。4月17日未明に豊後水道において発生いたしましたマグニチュード6.6の地震では、愛媛県と高知県で最大震度6弱を観測し、本町におきましても震度4を観測いたしました。

地震発生後、速やかに本庁、各地域振興局では準備配備の体制を取り、県や消防機関との連絡や各地域振興局からの被害状況などの情報収集を行っていましたが、町内ではその後、大きな地震活動もなく、被害状況は小規模の落石等にとどまり、大きな被害の報告もありませんでしたので、翌朝3時には準備配備を解散いたしました。しかしながら、最近の頻発する地震活動の状況から、引き続き警戒には努めていきたいと考えております。

また、住民の皆様には、迫り来る南海トラフ巨大地震の自助対策といたしまして、町の

支援策を活用していただきながら、まずは住宅耐震改修、家具転倒防止対策、各家庭での災害時の非常食の備蓄への取組を行っていただきたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

続きまして、三島キャンプ場のリニューアルオープンについてご報告をいたします。

「四万十の暮らしに一番近いキャンプ場」をコンセプトとして施設整備を行っておいりました三島キャンプ場が令和6年3月31日にリニューアルオープンをいたしました。従来のバンガロー5棟に加えまして、トイレ、シャワー、炊事棟を改修し、新たにビジターセンターとテントサイト6区画を整備し、ビジターセンターにおきましては四万十の暮らしを体験できるメニューを利用者に提供いたしております。

今後は道の駅や周辺観光施設とも連携を図りながら、地域の魅力を伝えていく施設として、さらなる観光客の増加や交流人口の拡大を目指してまいります。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第1号から日程第6、報告第2号をそれぞれ報告、次に、日程第7、諮問第1号及び日程第8、諮問第2号の答申を行います。次に、日程第9、同意第6号から日程第27、同意第24号までの19議案を上程説明、審議・採決を行います。日程第28、議案第51号から日程第36、議案第59号までの9議案については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第37、請願第6－1号請願書の取下げについて採決後、日程第38、請願・陳情については所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第5号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、令和5年9月15日に議決をいただきました松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものです。

変更の内容といたしましては、まず、一点目は、受注者が週休2日制モデル工事実施を

希望したため、週休2日補正を計上したことによる労務費及び諸経費の増額です。

二点目といたしましては、受注者が土工においてICT活用工事実施を希望したため、ICT補正を計上したことによる諸経費等の増額です。

三点目といたしましては、残土及び搬入土について、受注者の残土処理場及び土取り場を利用したことによる運搬距離の減少、また、残土処分料及び購入土料が不要になったことによる工事費の減額です。

最後に、四点目といたしましては、L型擁壁工について、起工測定の結果、設計図面との差異があり、L型擁壁の割り付けを見直した結果、特注品が増加したことによる材料費の増額です。

これらの変更に伴いまして、令和6年5月22日に請負代金額を468万6,000円増額し、6,188万6,000円に変更契約を締結する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） ただいま町長からご説明がありました。この請負契約、昨年9月定例会、9月15日に可決されておりますが、工事条件の変更ということで四つの項目が出ております。週休2日制の補正と、ICT施工技術の補正、土工の変更、使用材料等の変更ということで、まず週休2日制が令和5年9月19日付で変更、ICTが令和5年9月18日付、土工の設計変更が令和5年9月15日付、これ議決で契約の日になりますが、それと使用材料等の変更が令和5年10月3日付です。

専決処分がなされたのが令和6年5月22日で、この間、約8か月の期間があります。定例会の議決にかかる時間がかなりあったと私は判断しますが、専決にしなけりばならなかった理由について、ご説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

今回、契約金額の10分の1を超えないということと、500万円以下の契約内容とになりますので、専決処分に至った経緯です。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 議案説明資料の7ページですか、専決できる規定というんですか

ね、180条の条文にあります、5,000万円を超えた請負工事ですので、増減、契約の変更があったときには議会にかけると。その中で議会を招集するいとまがなかったとか、軽微なものであるとかは分かりますが、9月15日に契約をして、12月にはもう工事条件等は全てそろっているわけですね。それから3月定例会にもかけられる余裕はあったと思います。また、その間に臨時会もあったと思うんですが、そこら辺、もう一度お願いします。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

変更については、受注者よりその都度、工事条件変更等確認要求書というものが出てきておりまして、これに基づいて町、発注者が確認しております。また、契約変更については、どの工事もそうなのですが、それぞれ変更内容が確定した段階で一括して変更処理をしております。

今回の主要資材のL型擁壁の変更の確認が、確かに議員のおっしゃるとおり10月3日でしたが、このほかにも補強や取り合わせによる現場打ち擁壁等が必要になり、ほかにもまた細かい変更処理が出てきますので、ある程度、現場が仕上がった段階でないと最終変更図が作れないことから、契約変更が今の時期となった経緯です。

以上です。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 大体は分かりますが、これは大まかな変更ですね。最終的に細かな変更となるんでしょうが、例えば今、課長が説明されましたプレキャスト、材料の特注品ですね、その寸法合わせとかいうところで、言うたら、現場打ちのコンクリートもかなり、約200万円に多分なっていると思うんですが、そこら辺も大体の概算で、多分これを18条申請で出されたのが最後が10月3日ですね。工事が進むに従って最終的な細かいところまでの精算といいますか、変更はもう一回なされるわけでしょう。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 今回の現場状況におきまして、100%までは行っていないですけれど、ほぼ仕上がっている状況ですので、今回のこの専決処分の変更が最終の変更金額になります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、何点か質問してみたいと思いますが、今、緒方議員か

らもあったように、今回、変更の内訳は四つの内容です。一つは週休2日制を導入するための補正。ICT補正、土工、L型擁壁工と四つの大きな変更内容の中で、まず週休2日制補正についてですが、私どもの資料には書いていますけれども、建設業は他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっていますと。そういう中にあって、町はこういう課題は分かっておりながら請負契約をしたと。しかし、契約後、受注者から、受注者が週休2日制を導入したいという希望もあって、町はそれを受け入れたと。それがために、週休2日制を取ることによって契約よりも180万円の人件費等、もろもろの経費が増額になったという内容ですね、一つは。

まず、町は課題が分かっておりながら、受注者から希望が出たので週休2日制を受け入れたということの考え方ですね。課題は町は分かっているながら、当然、この時代、人材不足、人手不足はもう全国的に顕著に表れている状況の中で受注した会社からお願いして、よっしゃということが本当にいいのかどうなのか。今後の工事の関係もありますので、一つはその町の認識ですよ。業者が言ったから、じゃ、そうしましょうということで金額も増額になったという点。

それと、ICTの補正がこれも受注者が希望したけん、500万円余りの増額補正したという点ね。だから、あくまでも町がこういうことまで認識していないがために、たまたま業者からそういう希望があったから導入して、500万円も契約金額が増えた点の認識ね。

それと、土工の問題ね。幸い請け負いされた業者が近くに残土処理場を持っていたがために、土工の部分で残土処理、購入土料が不要になったという形で書いていますね。これが520万円の減ですね。ただ、分からんのは、たまたま業者が処理場を持ちよったと。残土処理が要らなくなったっちゃうのは分かるわけですが、購入土料が不要になったというのはわざわざ、この書き方はこの契約の中では土を購入して工事をやるんだという内容じゃったと思うんです。ということと、残土処理場、土取り場を利用することによりとか書いていますけど、ちょっと内容が分かりません。なぜ残土処理場が近うなったために購入土料も要らなくなったのかが分かりません。

それと、今、緒方議員もあったようにL型擁壁工、割り付け見直しにより特注品が増加した、これも300万円余りの増額。しかし、資料見ると、割り付け見直しというのは、図面もコンクリートも書いていますが、ただ分からんのはこの説明資料6ページ、切断加工された特注品と書いていますね。わざわざ特注したがやと思うんですね。私の見方は、契約時はなかったけども、別に特注したのかなとしか読めんがです。

118と119と番号が振っていますね。これもわざわざ特注したというのか分かりませんが、これは単なる90度の擁壁をLにしたので切ったがじゃないかなと思うのですが、わざわざ特注しなきゃならなかったのか。写真を入れていますので、わざわざ別に特注したのですよという写真かなと思うし。その下の背後地のほうが高く、逆L仕様の特注品にわざわざしたのかどうか分かりませんが、こういうのは既に設計の段階で分かっちゃうやないかなと私は思うんですが、そこら辺の説明をお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） まず、週休2日制に関してですけど、当初設計では窪川地域の建設業者は15業者おまして、15業者うち週休2日制度、4週8休制を導入している業者が10業者です。当初設計で週休2日制、4週8休の補正を計上するべきではありませんので、県もそうなので県に倣えて、町も当初は週休2日制補正を計上はしておらず、契約後、その業者、受注者によって希望があれば補正を計上するということで、変更対応しております。

次に、ICT補正についても、ICTを施工している建設業者は9業者あります。現段階において窪川地域で2業者の実績がありまして、今までの実績で計上しております。ICT補正は500万円増額の変更となっておりますけれども、週休2日とICTどちらも県に倣えて、補正で変更処理を行っています。

次に、土工については当初コンサルが指定しておまして、設計上、運搬距離11.5kmということで購入土料も同じく計上しておりましたが、契約によりまして業者が自分の手持ちの残土処理場並びに、土取り場といいますけど、購入土の取れるところも自社で補えるということで、今回、購入土料は削除という変更処理に至った経緯です。

あと、L型擁壁については、当初のコンサルの測量は大まかな全体的な延長並びに高さの測量をしておりまして、今回、起工測量といいまして、受注者が測量をかつちり行いまして、また、L型擁壁の会社もこの現地を確認した結果、こういった特注品を計上するようになりました。また、背後地のほうが高い逆L仕様の特注品も専門に製作するL型擁壁の会社が現地を確認しまして、こういった特注品を計上するように至った経緯です。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） まず、週休2日制については理解をしました。

ICT補正ですが、町内には窪川地域では15業者おられるということで、ICTについては数社しかこの技術を持った会社はないということで、たまたま請け負われたこの会社はICTの技術を持つ業者であったということですね。内容が補助員の人件費が不要になったという、オペレーター1人でできるということですね。その内容はええがですよ。しかし、町としたら、結果として、ICTを持っていない業者がやれば恐らく500万円の増額にはならんがじゃなかったがですか。私はちょっと分かんませんが。ICTを持っちゃう業者が取ったから、それを認めたから町は500万円の増額になったと。見方はそうではないのでしょうか。持ってない業者であれば補正はしなくても構わなかった。しかし、たまたま請負業者がICTの技術を持っちゃったから500万円増額したのなら、どちらがいいのかという問題ながですよ。私はそう思うんですね。

やっぱり、できるだけ税金を投入した事業は安く仕上げていくというのが基本的にあるべきだと思います。週休2日制は分かりますよ、大事なことやと思います。しかし、ICTの部分は、ちょっと考え方次第で、いや、ICTは使わんでもええと町が言い切れる場合もあったんじゃないかなと私は思うんですが、その点についてどうなのか。

それと土工の問題がまだ分かりません。残土処理場は用意してたんでしょう。しかし、業者が持っちゃうので残土処理場は距離も近うなったんで必要ないなったんだと思うんですよ。しかし、併せて契約の中では土も購入せないかなかったという契約ながですね。それが不要になったという意味が、業者が残土処理場を持っちゃうのと購入土料が不要になった、その因果関係が私には見えてきません。でしょう。

残土をしなきゃいけないので残土処理場を構えたがでしょう。残土というのは土が余ることですね。しかし、この書き方は、また別に土も購入するという契約だったがじゃないかなと思うんですよ、もう忘れましたが。書き方がちょっと私は理解に苦しむんです。わざわざ残土せないかん処理場まで構えて、一方では土を購入せないかん。別に、この絵を見ても宅地の造成のための土ながじゃないかと思うがですよ。購入してやらないかんような土じゃないと思うんですよ。その因果関係が、不要になったというのが分かりませんが、分からんなりに質問していますが、分かるような答弁をいただければありがたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） まず、ICTの補正に関してですけど、町の工事ではまだICT技術として普及段階であることから、施工者希望型というのを適用して、受注者の希望によ

り変更で対応しております。また、県は土工数量1万m<sup>3</sup>以上を目安に発注者が指定する発注者指定型と、土工1万m<sup>3</sup>未満を目安に発注者が指定する施工者希望型がありまして、施工者希望型は受注者の希望によって変更契約で対応しております。いずれも国の方針、働き方改革によって国が進めておりますので、そういった経緯で町も行っております。

あと、残土処理場に関しては、残土処理場並びに土取り場については当初、具体的な場所は指定しておりません。ただ、設計委託業務においてコンサルタントが想定した運搬距離で積算しておりますので、今回、料金もコンサルの見積りによって当初、契約は計上しておりますが、受注者が決定して、土取り場が確定したことで変更処理に至りました。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 徐々に理解はしていきたいと思いますが、1点、残土場の関係だけ理解できません。まだ分かってもらっていませんが、私が言いたいのは、この工事は残土が出てくるだろうと、距離を指定して残土場も計画しておったと。しかし、たまたま請け負われた業者が残土処理場を近くに持ちちょうので減額になったことは分かるがですよ。しかし、土も買うに及ばなくなったのが、どういう意味か分かりません。

残土処理というのは、言ったように、工事中に余った土をどこかの処理場に持っていかなきゃいかんがでしょう。しかし、内容の中に土も買う必要がなくなったのが、どういう理由かが分からんがですよ。そうでしょう。当初は土を買う予定だったんでしょ。だから、土取り場まで用意したと、私の読み方はそう思うんですよ。なぜ契約の内容の変更の中に、いや、土も買うに及ばなくなったという理由が分かりませんので、その理由を明らかにしてほしいと言って、質問を終わります。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） ご説明します。

当初、土質が良くないため埋め戻しには良質土を持ってくる必要がありました。しかし、業者が自社で良質の残土を持っていたため、それを使用したことによる変更処理となっております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第2号令和5年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第2号令和5年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告については、令和5年度予算において繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、令和6年度へ繰り越す額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等について、ご報告申し上げます。

主な事業といたしましては、令和5年度国の補正予算関連事業をはじめ、ケーブルシステム機器整備事業や中間管理住宅整備事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計37件、総額9億4,122万8,000円の繰越額となっております。

目的別では、2款総務費で3億690万9,000円、3款民生費で1,727万5,000円、4款衛生費で30万円、6款農林水産業費で9,108万5,000円、7款商工費で1,581万3,000円、8款土木費で3億6,063万2,000円、9款消防費で3,430万6,000円、10款教育費で3,612万5,000円、11款災害復旧費で7,878万3,000円となっております。

また、総額9億4,122万8,000円のうち令和5年度国の補正予算に伴う繰越事業は4件で、合わせて6,959万2,000円となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりです。

以上、令和5年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告といたします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、報告2号について一点だけ。毎年度、数十件の繰越明許が四万十町では計上されています。今年度もここに書いていますように9億4,000万円余りの繰越明許です。その中で総務費が3億690万円余り。そのうち国の補正予算関係が4,100万円余りですね。特に繰越明許を余儀なくされる場合は補助事業の関係があって、年度間際とか年度中に工事ができない場合、どうしてもあるので、繰越明許を余儀なくされるのは大きな繰越しの要因であるわけですね。

特に先ほど町長からもどんな繰越しの事業かといえば、ケーブルシステム機器整備事業

というのは毎年度繰越しをされています。ケーブルシステム事業については継続事業がこれほど多いし、年度、年度繰り越さないかんほどの事業を計上することが本当にいいのかどうなのか。毎年度、毎年度、同じ事業が繰越し、繰越しという形の事業の在り方ね。休憩中、総務課長も話をしたがですけど、そしたら、もう1年で終わらんものは債務負担行為等で年度を切って、負担行為としての事業をすべきではないかと私は思うんですが、この内容が分かりませんので、この3億600万円余りの総務費の繰越明許の内容について、ケーブルシステム事業も含めて考え方をお示し願いたい。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、私から今回、ケーブルシステム事業の繰越しに至った経緯あたりを少し説明させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、ここ数年、ケーブルシステム事業が繰越しになることが多いですけれども、繰り越している事業の内容としましては、ケーブルシステムの設備を整備しまして10年余りとなっております。香月が丘の情報センターになりますけれども、ケーブルシステムの中核を担う各種サーバー機器等が耐用年数を迎えたことで、順次、機器の入替えを行っているところでございますけれども、年度当初ではやはり、その年度にそれらの機器を購入して、各種設定を行って年度内に終わらせることで進めておりますけれども、新型コロナウイルス感染症禍以降、半導体の入手がなかなか困難になったことがありまして、ここ3年ぐらい、順次、機器の入手が難しくなったところです。

随分、半導体の入手が緩和されてきましたけれども、その影響で、一度供給が十分できない状態になりますと、それを取り返すために順次生産をするんですけれども、日本全国的に一定量の生産しか追いつかないこともあって、様々なところから需要があっても供給量がなかなか追いつかないという状況があります。そういったこともありまして、令和5年度において予定していた工事が完了に至らなかったことがまず一つあります。

同じような理由でケーブルシステムのインターネットへの高速の接続が、インターネット利用者が増えたことで、インターネット網に接続するのが遅延をしていたという状況があったことは皆さんご存じだと思いますけれども、それを解消するために上位回線の増設工事というものを昨年度、おととしから2年間かけてやってきたというところがあります。

この増設工事に関しましても、世界的にインターネット網への接続需要が増えていったこともありまして、工事自体もなかなか遅延をしてきたというところがあります。様々なサーバー機器を設定するにはそれらの各種設定、各種工種をうまく接続させる必要があります。

ますので、一つ一つ順番にやっていると、どうしても一つの作業が遅延をすることによって、ほかの作業にも影響してくるところがあります。1か所で複数の機器の入替えなどを行っておりますので、これらの機器が一通り全部終わるまでは少し、こういった不測の事態、不測の日数を要して繰越しが余儀なくされることがあると、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 暫時休憩をします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員、吉村和子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

吉村氏は、昭和62年から令和3年3月末に退職されるまでの33年間、公立学校で教職に携わり、在職中は教科指導をはじめ、学校教育全体の中で人権問題を取り上げ、継続的に実践してこられました。退職後の令和3年10月からは人権擁護委員として精力的に人権啓発に取り組まれております。

人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件はお手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員、山中弘子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

山中氏は昭和60年から3年間、十和児童館の児童厚生員として地域の子ども会活動に、平成元年から平成27年までの27年間を自治体職員として保育及び行政事務に携わり、人権教育に深く関わりを持ってこられました。また、令和3年10月からは人権擁護委員として精力的に人権啓発に取り組まれております。

人権教育や啓発活動に高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件はお手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

暫時休憩をします。11時まで休憩をします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、同意第6号農業委員会委員の任命について、日程第10、同意第7号農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第8号農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第9号農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第10号農業委員会委員の任命について、日程第14、同意第11号農業委員会委員の任命について、日程第15、同意第12号農業委員会委員の任命について、日程第16、同意第13号農業委員会委員の任命について、日程第17、同意第14号農業委員会委員の任命について、日程第18、同意第15号農業委員会委員の任命について、日程第19、同意第16号農業委員会委員の任命について、日程第20、同意第17号農業委員会委員の任命について、日程第21、同意第18号農業委員会委員の任命について、日程第22、同意第19号農業委員会委員の任命について、日程第23、同意第20号農業委員会委員の任命について、日程第24、同意第21号農業委員会委員の任命について、日程第25、同意第22号農業委員会委員の任命について、日程第26、同意第23号農業委員会委員の任命について、日程第27、同意第24号農業委員会委員の任命について、以上、同意第6号から同意第24号までの19議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第6号から同意第24号までの農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町農業委員会委員の任期が令和6年8月末をもって満了することに伴いまして、新たな委員19名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

まず、同意第6号で、農業委員会委員として任命する今井満隆氏は、ニラのハウス栽培

に取り組みながら、若手農業者の指導に当たっておられる指導農業士の認定を受けた認定農業者です。

次に、同意第7号、東出一茂氏は現農業委員であり、ハウスミョウガを主とした農業経営に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第8号、小野川隆彦氏は農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない中立の立場となる委員です。ミョウガ農家の手伝いをされているほか、区長として地域活動にも貢献されております。

次に、同意第9号、宮脇眞弓氏は現農業委員であり、長年農業に携わり、高知県農村女性リーダーにも認定されております。

次に、同意第10号の武内道則氏は現農業委員であり、地域の農地保全、有効活用に努め、中山間農業の振興に積極的に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第11号の吉田健夫氏は現農地利用最適化推進委員であり、アマトウやシントウを主とした農業経営に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第12号の宮崎恵美子氏は現農業委員であり、長年酪農業に従事し、地域の農業に貢献しておられます。

次に、同意第13号の吉良榮氏は現農業委員であり、水稻を主に、ミョウガやセンブリとの複合経営を行いながら、有害鳥獣被害対策にも積極的に取り組んでおられます。

次に、同意第14号の谷脇誠郎氏はニラのハウス栽培、水稻を中心とした農業経営に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第15号の小野重明氏は現農業委員であり、長年農業に従事し、ハウスミョウガを中心とした農業経営に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第16号の中原英昭氏は現農業委員であり、スプレー菊の栽培に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第17号の太田祥一氏は現農業委員で、会長を務められております。長年農業に従事し、水耕セリに取り組む認定農業者です。

次に、同意第18号の下元誠一郎氏は現農業委員であり、水稻、夏秋ピーマンの複合経営をされている認定農業者です。

次に、同意第19号の竹内純氏は現農業委員で、会長職務代理を務められております。長年農業に従事し、地域の農地にも詳しく、農家の相談等を受け、遊休農地解消にも取り組んでおられます。

次に、同意第20号、浜田大彰氏は現農業委員であり、認定農業者である法人、株式会社サンビレッジ四万十の代表として活躍しておられます。

次に、同意第21号の竹村加壽子氏は現農業委員であり、農業委員会の所掌に属する事務に関し、利害関係を有しない中立の立場となる委員です。農業に対する関心が高く、農家との連携を深められております。

次に、同意第22号の山本道雄氏は現農業委員であり、集落で農地を守り、農事組合法人の役員としても農業に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第23号の山部洋平氏は水稻やショウガの栽培をされており、地域におきましては遊休農地解消に努められております。

次に、同意第24号の佐竹孝太氏はショウガを主とした農業を精力的に展開している認定農業者です。農業経験も豊富で、地域の中心的経営者です。

以上19名、いずれの方々についても、農業に関する識見をお持ちであり、地域住民の人望も厚く、職務を適切に行うことができる農業委員会委員として最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第6号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第6号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町仕出原、今井満隆君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、今井満隆君の任命について同意する

ことは可決されました。

これより同意第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第7号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町興津、東出一茂君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、東出一茂君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第8号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町浦越、小野川隆彦君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、小野川隆彦君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第9号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町上宮、宮脇眞弓君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、宮脇眞弓君の任命について同意する

ことは可決されました。

これより同意第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第10号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町小野、武内道則君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、武内道則君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第11号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正大奈路、吉田健夫君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、吉田健夫君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第12号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町六反地、宮崎恵美子君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、宮崎恵美子君の任命について同意す

ることは可決されました。

これより同意第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第13号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町古城、吉良榮君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、吉良榮君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第14号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町口神ノ川、谷脇誠郎君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、谷脇誠郎君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第15号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町南川口、小野重明君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、小野重明君の任命について同意する

ことは可決されました。

これより同意第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第16号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正北ノ川、中原英昭君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、中原英昭君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第17号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町藤ノ川、太田祥一君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、太田祥一君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第18号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町市生原、下元誠一郎君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、下元誠一郎君の任命について同意す

ることは可決されました。

これより同意第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第19号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正、武内純君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、武内純君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第20号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町影野、浜田大彰君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、浜田大彰君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第21号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町昭和、竹村加壽子君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、竹村加壽子君の任命について同意す

ることは可決されました。

これより同意第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第22号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町平野、山本道雄君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、山本道雄君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第23号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町榊山町、山部洋平君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、山部洋平君の任命について同意することは可決されました。

これより同意第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第24号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町七里、佐竹孝太君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、佐竹孝太君の任命について同意する

ことは可決されました。

暫時休憩をします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程28、議案第51号松葉川地区基幹集落センター新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第51号松葉川地区基幹集落センター新築工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで松葉川地域には地域全体の連帯感に基づく住民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて、行事、催物その他の用に供する拠点施設がなく、また作屋地区の作屋就業改善センター及び七里地区の七里集会所は地域の自治活動拠点として、これまで機能してまいりましたが、両施設とも老朽化に伴い、取壊しを進めております。

特に作屋就業改善センターについては、作屋地区の一時避難所としても位置付けております。このため、代替となる施設といたしまして、また、松葉川地域全体のコミュニティ活動の推進を図るため、防災機能を有した松葉川地域の拠点となる基幹集落センターを整備いたします。

事業内容といたしましては、新築建物として鉄骨造平屋建てで、敷地面積が3,518.64㎡、延べ床面積が406㎡となっております。また、事業規模を考慮いたしまして、建築主体、電気設備、機械設備の三つに分離発注をしております。

工事の入札については、4月19日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて入札方法及び参加資格者の確認をし、建築主体については地域密着型一般競争入札にて行うことに決定いたしました。

5月23日に4者による一般競争入札に付しました結果、応札3者、辞退1者となり、応札者のうち、予定価格を上回る入札書記載金額の入札による無効1者となり、株式会社田邊建設が1億5,200万円をもって落札いたしました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税1,520万円を加えた1億6,720万円をもって

工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第29、議案第52号東又小学校校舎棟大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第52号東又小学校校舎棟大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

東又小学校校舎棟は昭和60年度に建築され、39年が経過しており、多岐にわたる修繕及び改修の必要性が高まっております。当校は第2期四万十町立小中学校適正配置計画におきまして、今後も存続する学校と位置付けており、校舎棟の長寿命化と内外装の大規模改修工事を実施しまして、良好な学習環境と安全・安心な学校運営の充実を図ることとしております。

また、事業規模を考慮しまして、建築主体、電気設備、機械設備の三つに分離発注としております。

工事の入札については、4月19日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて、入札方法及び参加資格者の確認をし、建築主体については地域密着型一般競争入札にて行うことに決定いたしました。

5月23日に4者による一般競争入札に付しました結果、応札3者、辞退1者となり、株式会社田邊建設が1億700万円をもって落札いたしました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税1,070万円を加えた1億1,770万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第30、議案第53号窪川学校給食センター厨房機器入替え工事に係る厨房機器の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第53号窪川学校給食センター厨房機器入替え工事に係る厨房機器の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、窪川学校給食センターの厨房機器入替え工事に合わせまして、老朽化した機器の買替えを行うことにより、効率的かつ適切な調理業務が行えるよう、厨房環境の改善を図るものです。

厨房機器の更新に際しましては、5月2日に9者による指名競争入札に付しました結果、応札3者、辞退6者となり、株式会社中西製作所松山営業所が2,630万円をもって落札いたしました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税263万円を加えた2,893万円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 程第31、議案第54号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第54号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するものです。購入に際しまして、5月23日に4者による指名競争入札に付しました結果、応札2者、辞退2者となり、株式会社三井高知営業所が1,088万3,250円をもって落札いたしました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税108万8,325円を加えた1,197万1,575円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第32、議案第55号スポーツトラクターの売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第55号スポーツトラクターの売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町窪川運動場の維持管理に使用しているスポーツトラクターについては、平成11年7月の取得から25年が経過いたしましたので、本年度に更新することとしております。また、スポーツトラクターのアタッチメントについては、今回購入を予定しているもののほか、グラウンドの整地用レーキ、転圧用ローラー、除草ローター、芝生管理用薬剤散布機など、運動場の維持管理に必要となる多様な種類の機器を使用しております。

本件契約のスポーツトラクターについては、既存トラクターの後継機種であるため、既存アタッチメントを引き続き使用できる唯一の機種であること、また、本町の登録指名業者のうち、スポーツトラクター取扱い事業者はワールドスポーツ株式会社のみであること、さらに同社は製造元である東興産業株式会社の県内唯一の正規販売代理店であることから、今回の売買契約については地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当いたしますので、随意契約とするものです。

このためスポーツトラクター、併せて更新するアタッチメントの合計金額1,050万円に10%の消費税及び地方消費税105万円を加えた1,155万円をもってワールドスポーツ株式会社との売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第33、議案第56号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第56号損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案は、町道で発生いたしました自動車人身事故に対し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事故の概要といたしましては、令和5年5月8日の午前8時20分頃、町道大道日吉線において落石が発生し、停車していた自動車から降車し、落石除去作業を終えて車内に戻ろうとした相手方を負傷させたものです。

なお、損害賠償の額については310万3,920円で、内訳は治療関係費205万3,180円、休業補償費67万640円、慰謝料34万6,400円、入院諸雑費1万8,700円、交通費2,790円、診断書取得費1万2,210円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、二度とこのような大きな賠償事案が発生しないよう、道路管理者として町道の改良率の向上等に精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。この度は誠に申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第57号町道路線の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

今回の変更する町道は2か所ありまして、1か所目の古城日吉線については、県道十和吉野線から古城集落を結ぶ路線ですが、烏川橋の架け替えに伴い、高知県から県道十和吉野線の一部を施設移管されるため、その部分を町道に認定するものです。

次に、2か所目の口大道対岸線については、町道大道日吉線の起点付近から久保川を渡り、対岸を並行して進む路線ですが、終点から町道大道日吉線に再び接続する間が認定されていない状況です。地域の生活道、連絡道として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を図るものです。

また、起点地番及び終点地番の大字名の修正、起点地番の番地の修正についても併せて行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第35、議案第58号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第58号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に給付金、定額減税、一体支援枠が創設されたことに伴い、低所得世帯への生活支援給付金の予算を計上したほか、定額減税し切れないと見込まれる方への給付金の予算計上を行うなど、重要かつ緊急性の高い事業に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明を申し上げます。

まず、2款総務費です。一般管理費では議案第56号にてご説明申し上げました町道大道日吉線における落石事故に伴う損害賠償金309万2,000円を計上しております。

続きまして、3款民生費です。社会福祉総務費では、国の交付金を活用し、低所得世帯を支援するため、令和6年度に新たに住民税所得割が非課税になった世帯に対し1世帯当たり10万円を給付するため、生活支援給付金7,700万円を計上しております。

また、所得税3万円及び個人住民税所得割分1万円を合わせた4万円の定額減税が行われることになりましたが、課税額が少ないなどの理由により合計4万円を減税し切れない方々に対しましては差額を給付金として支給するため、定額減税補足給付金1億2,000万円を計上しております。

児童福祉総務費では、先ほどご説明申し上げました令和6年度、新たに住民税所得割が非課税になった世帯におきまして18歳以下の児童がいる場合に、児童1人当たり5万円を追加で支給するための給付金250万円を計上しております。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりですが、これを賄う歳入といましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億590万8,000円を追加計上したほか、定額減税の実施に伴い、町税が減収となることから、個人町民税4,967万7,000円を減額しております。また、減収となる個人町民税については、その全額が地方特例交付金で補填されることから減収額と同額である4,967万7,000円を併せて計上するなど、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億900万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ197億5,800万円となっております。

なお、引き続き担当課長から補足説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 続いて、西岡税務課長より補足説明を行います。

準備がありますので、暫時休憩をします。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長西岡健二君。

○税務課長（西岡健二君） 私から議案第58号令和6年度一般会計補正予算の中身である定額減税補足給付金事業について、5月臨時会で承認いただきました定額減税と一体となる事業になりますので、おさらいの意味も兼ねて、併せて定額減税とはというところを説明させていただきます。別途お配りしてある低所得者支援及び定額減税補足給付金という資料、もしくは、こちらのパネルを基に説明をさせていただきます。

そもそも定額減税とはというところですが、岸田首相が2023年10月23日の所信表明演説及び2023年11月2日のデフレ完全脱却のための総合経済対策で表明された賃上げの促進と併せて、デフレ脱却を革新することを目的とする政策で、令和5年度には低所得者支援が実施されまして、令和6年度にも新たに低所得者となられる方には低所得者支援を、それ以外の一定の条件を満たす方には定額減税並びに調整給付が行われることとなりました。

まず、低額所得者支援として、令和5年度に住民税非課税世帯へ3万円と追加で7万円の計10万円の給付と、併せて、18歳未満の児童1人当たり5万円の子ども加算として追加給付を行ってきました。こちらの図、お配りした資料では1ページ目の一番上の段、令和5年度非課税の方が対象となりまして、給付を実施してまいりました。

次に、令和6年度、新たに個人住民税非課税の方のみで構成される世帯に対しても同様に給付を実施することとなっております。この図の2段目で、令和5年度は課税、令和6年度で非課税となる世帯が対象になります。

そして、令和6年度の政策として、令和6年度の住民税課税世帯に対して、令和6年度分、今年度分の個人住民税より納税者及び同一生計配偶者または同居の扶養親族1人当たり1万円、令和6年中の所得税より3万円の計4万円の定額減税が控除されます。対象者は収入額2,000万円、合計所得が1,805万円以下の方になりまして、令和6年度の低所得者支援の対象でない方になります。

この図でいうと3段目、4段目の方が対象となりまして、この制度は令和5年に実施した低所得者支援給付金とは別の制度という考えになりますので、令和5年度に給付金を受けた世帯でも令和5年に課税となる方は対象となります。

3段目、4段目に米印で示してあるように定額減税し切れない方には調整給付という形

で給付を行いまして、1人当たり4万円の減税と同様に所得が増える形を補足するものになります。

次のページをご覧ください。この定額減税の減税方法ですが、大きく二つのパターンとなります。所得税、住民税それぞれの減税を行うようになっています。

まず、一つ目のパターンとしまして、年末調整を行っている方、所得税の減税についてですが、本年度6月1日以降に支払われる給与等により源泉徴収税額から順次減税を行いまして、減税し切れない場合は年末の源泉税額から減税されることとなります。

次に、住民税所得割の減税方法ですが、令和6年度の確定した住民税より減税を行いまして、減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの給与より天引きを行います。

次のパターン、二つ目ですが、営業や農業などの方で確定申告を行っている方についてです。所得税分は、令和6年分の確定申告で確定した所得税額より減税を行います。また、予定納税の対象の方は確定申告の控除を待たずに、令和6年6月以降に通知される予定納税額より納税者本人に係る税額が控除されますが、同一生計配偶者や扶養親族に係る金額については予定納税の減額申請の手続により控除が可能となってきます。

次に、確定申告をされている方の住民税所得割については、昨年度の申告で確定した税額がありますので、その税額の第1期分の税額より減税を行いまして、減税し切れない部分は第2期以降の税額から順次減税をしております。その減税を行った住民税の通知書を今月10日に発送させていただく予定となっております。

これまで減税の方法について説明をしてきましたが、先ほどの1ページの米印でもありましたとおり、減税し切れない部分が発生した場合に補足して給付するのがこの度の補正予算の定額減税補足給付金となります。その場合、補足給付金として所得税で減税できなかった額と住民税で減税できなかった額を足した後に、1万円単位まで繰り上げた額を調整給付金として交付を行うもので、あらかじめ減税額を試算した予定額で交付を行いますので、時期としては令和6年の8月頃を目標に事務を今、進めておるところです。

最後に、先ほど予定額と説明しましたが、このたびの定額減税は住民税からの減税は令和5年中の収入状況に確定し、算出しておりますが、所得税の減税は令和5年中の収入状況を参考にして仮に減税を行いますが、令和6年中の収入状況が減税対象となりますので、年末調整や確定申告で最終の所得税の減税額が確定いたします。

これにより減税不足が生じた場合、新たに補足給付の追加が必要となる場合も当然として考えられます。その場合は令和7年度に給付することと予定されておまして、同じ給

付金でも給付時期にずれが生じる場合もありますので、制度的にどうしてもこのようになることがあるということをご理解いただきまして、説明を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第36、議案第59号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第59号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正内容といたしましては、令和6年12月2日から実施されるマイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステム改修に伴う予算措置となっております。

歳出については、総務費で国保電算機器等改修委託料290万円を計上しており、これを賄う歳入については国庫支出金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金290万円を計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ290万円の追加補正となり、累計予算総額は21億8,340万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第37、請願第6－1号請願書の取下げについてを議題とします。

この請願議案については、教育民生常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に請願者より請願取下げ申出書が提出されました。

お諮りします。

請願第6－1号の請願書の取下げについては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、請願第6－1号の請願書の取下げについては、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第38、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時55分 散会